# 前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の概要について

### 1 設置と経過

平成12年4月の介護保険制度の創設に合わせ、「前橋市高齢者施策推進協議会」を 条例で設置し、本市の高齢者福祉施策の総合的な基本計画である「まえばしスマイル プラン(老人福祉計画・介護保険事業計画)」に関する調査審議を行ってきました。

平成21年4月の中核市移行に伴い、社会福祉法に基づく「前橋市社会福祉審議会」の設置により、高齢者施策推進協議会は廃止となり、新たに「前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を設置し、引き続き、市長の諮問等により、高齢者福祉に関する事項の調査審議等を行っています。

# 2 根拠法令等

- (1) 社会福祉法
- (2) 前橋市社会福祉審議会条例

## 3 所掌事務

- (1) 前橋市老人福祉計画及び前橋市介護保険事業計画に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉サービスに関する事項
- (3) 老人居宅生活支援事業(注)の制限又は停止を命じる場合における意見
- (4)養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止を命じ、又は設置認可を 取消す場合における意見
- (5) その他高齢者の福祉に関する事項

(注)**老人居宅生活支援事業**: 老人居宅介護等事業、老人デイ・サービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。(老人福祉法第5条の2)

#### 4 委員の任期

平成30年4月1日から平成33(2021)年3月31日まで(平成30年度から 平成32(2020)年度)の3年間

### 5 臨時委員

特別の事項を審議調査するため必要があるときは、臨時委員を置く。 ※計画の策定時を想定

# 6 今後の開催予定

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 一汉	2022 一汉	2020 十汉
第7期計画期間					
・第1回分科会	・下半期より計画	•第7期計画分析	第8期計画期間		
(6/1)	見直し準備	評価及び第8期			
・第2回分科会	(2回程度開催)	計画策定作業			
(11 月頃予定)		(6回程度開催)			